利用許諾条件

第1条(定義)

- 1. 「本件ドキュメント」とは、アクセンチュア株式会社、アビームコンサルティング株式会社、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、株式会社サーバーワークス、日本ユニシス株式会社、株式会社日立製作所(総称して以下「当六社」という。)を提供元とする「エンタープライズ AWS 導入ガイド」を意味します。
- 2. 「利用」とは、以下を意味します。
- (1) 本件ドキュメントの全部又は一部を忠実に複製すること(本件ドキュメントのダウンロードを含む。)。
- (2) 本利用許諾条件、当六社の著作権表示、その利用につき本利用許諾条件が適用される旨を記載したうえで、本件ドキュメント(複製物を含む)を頒布すること。
- (3) 著作権法上の定めに従い引用すること。
- 3. 「ユーザ」とは、本件ドキュメントを利用する個人(個人がその所属する法人等の団体の業務のために本件ドキュメントを利用する場合には、当該法人等の団体)を意味します。

第2条(本件ドキュメントの利用)

- 1. 当六社は、ユーザが本利用許諾条件を遵守することを条件として、ユーザに対し、本件ドキュメントをユーザの責任において利用するための非独占的権利を許諾します。なお、本件ドキュメントの利用につき、当六社は一切責任を負いません。
- 2. ユーザは、本ドキュメントを改変することはできません。ユーザが改変して本件ドキュメントを頒布した場合、その一切の責任はユーザが負うものとします。
- 3.ユーザは、本件ドキュメント(複製物を含む)を第三者へ頒布する場合、当該第三者に対し本利用許諾条件の内容を遵守させるものとし、又、当該第三者に対するすべての責任を負うものとします。

第3条(本件ドキュメント及び本利用許諾条件の内容変更)

本件ドキュメント及び本利用許諾条件の内容は、ユーザにあらかじめ通知することなく変更されることがあります。この場合、ユーザが本利用許諾条件の変更後に本件ドキュメントを利用する際には変更が適用されるものとし、ユーザは変更に同意したものとみなされます。

第4条(本件ドキュメントの提供停止等)

本件ドキュメントの提供は予告なく停止又は中断することがあり、ユーザはそれに同意するものとします。

第5条(保証及び責任)

当六社は、本件ドキュメントを現状有姿にてユーザに提供し利用許諾するものであり、本件ドキュメントに瑕疵が存しないこと、本件ドキュメントが第三者の権利を侵害していないこと、本件ドキュメントが商用性を有していること、本件ドキュメントの機能がユーザの要求を満たすことを含め、明示的であると黙示的であるとを問わず一切保証しません。また、本件ドキュメントの評価、業務への適用、その他の処置については、ユーザがすべての責任を負うものとします。

第6条(知的財産権)

ユーザは、本件ドキュメントが当六社又は当六社のライセンサーの財産であり、かつその 一切の知的財産権は当六社又は当六社のライセンサーに帰属していることを了解します。

第7条(損害賠償)

当六社は、本件ドキュメントの利用によりユーザ又は第三者が被った直接的、又は間接的ないかなる損害についても責任を負わないものとします。

第8条 (利用の終了)

- 1. ユーザが本利用許諾条件のいずれかの条項に違反した場合、第2条に基づく利用の許諾は直ちに終了します。
- 2. ユーザは、前項によって第2条に基づく利用の許諾が終了した場合、本件ドキュメントを利用することは認められず、速やかに本件ドキュメント及びその複製物のすべてを廃棄又は消去するものとします。

第9条(輸出管理)

ユーザは、本件ドキュメント及びそれに含まれる技術を海外に持ち出し、又は非居住者に 提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得する等、関連法規に基づき適正な手続き をとるものとします。

第10条(合意管轄)

本利用許諾条件に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本利用許諾条件に同意できない場合、本件ドキュメントを利用することはできません。本件ドキュメントを利用した場合、本利用許諾条件に同意したものとみなされます。